

地方自治体ヒアリング予定概要

| No. | 地方自治体区分 | 飼い主 | 関与した主体 | 概要 | 質問したい事項 |
|-----|---------|----------|--|---|---|
| 1 | 都道府県A | 女性・70代以上 | 地域包括支援センター、保健所、動物愛護団体、居宅介護支援サービス、弁護士、社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・複数の近隣住民の苦情から発覚。 ・地域包括支援センターが、左記関係者とケースカンファレンスを行い対応。飼い主の認知症に配慮し、減らす動物の範囲などを協議し、決定。 ・保健師やヘルパーによる再発防止（声かけ、見守り）の取組を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ケースカンファレンスの開催・運営方法 ・各関係者の役割分担 ・弁護士の役割・支援方法 ・再発防止策 |
| 2 | 都道府県B | 女性・60代 | 社会福祉協議会、市役所、ボランティア、県保健所、獣医師 | <ul style="list-style-type: none"> ・最初の情報提供者は、都道府県内市町村。 ・飼い主は、多頭飼育の状態にあったが、社会福祉協議会の説得により飼い主がデイサービスに通い始め、生活の改善が行われるとともに、犬に対しての依存が軽減し犬を引き取りに出すに至った。 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物に依存する人々へのメンタルケアについて ・デイサービス通所の説得 ・引き取りへの説得など |
| 3 | 都道府県C | 女性・50代 | 保健所、福祉関係者、警察、自治会、民生委員、地域包括支援センター、精神保健関係者 | 近隣からの苦情から発覚し、動物愛護管理局が指導を行うようになったが、警察、社会福祉関係者との情報共有がもたれた。その後親族の説得などを通じて、少数の動物を残し、その他の動物の引き取りを行った。その後も、関係者間で見守りを続けている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引取りに向けて、説得の方法について ・再発防止策、見守りの仕方について |
| 4 | 都道府県D | 男性・不明 | 動物愛護管理局、保健所、社会福祉部局、市町村福祉関係課、地域包括ケアセンター、精神科医 | 近隣からの苦情で、動物愛護管理局が指導を行うようになったが、福祉事務所、都道府県内市町村、地域包括センター、認知症初期集中支援チームと連携して見守りを行った。その後、死亡により終結し、引き取りを行ったが、一部の動物には健康でない個体もいた。当該地方自治体では、飼い主への支援の在り方について関係者で様々なレビューを行っている。その後、予防の取組として動物愛護管理局の関係者への研修も実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・発見から再発防止までの一連の流れの中におけるボトルネックと対応策 ・研修の内容について ・感染症対策について |
| 5 | 政令市E | 女性・不明 | 動物愛護管理局、動物愛護団体 | 公営住宅にて、強制執行により退去した飼い主の猫について、地方自治体が一時的に引き取り、動物愛護団体が連携し、行政と協力して迅速な譲渡につなげた事例。 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政と動物愛護団体等との調整方法・連携方法について ・対応の各関係者の役割 |
| 6 | 中核市F | 女性・30代未満 | 動物愛護管理局、弁護士、住宅部局（都道府県）、ボランティア | 公営住宅において、度々近隣から苦情が寄せられていた。飼い主は、正しく繁殖制限ができず、ウサギの多頭飼育状態に陥った。弁護士が飼い主（障害者手帳を保有）の保佐人として支援しており、この点が良かった点として、報告されている。最終的に、ボランティアが探知し介入し、結果的にうさぎがすべて住宅からいなくなった。（その後、再発と引取りを実施。） | <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士による支援方法について ・（同地方自治体は行政内に多頭飼育問題に関する情報共有のための会議体を有しており）会議体をどう機能させているのかについて |
| 7 | 中核市G | 女性・50代 | 動物愛護管理局、保健所、包括支援センター（保健師）、ケマネージャー、動物担当職員、民生委員等 | <ul style="list-style-type: none"> ・最初の情報提供者は、地域包括支援センター職員。（室内飼いのため、苦情は無し。） ・地域包括支援センターが中心となって、関係者会議を2回実施。 ・実際に訪問して対応したのは地域包括支援センターの保健師とケマネージャー、動物愛護管理局の職員であった。本ケースでは包括支援センターの保健師の積極的な介入により飼い主とコミュニケーションをとることができた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉部局、地域包括支援センターと関係者会議を通じて情報共有が行われており、それらの具体的な連携のプロセスについて ・会議体の運営方法 ・支援に積極的な保健師がいたことが解決のきっかけとされているが、担当者次第ではない仕組みにする方法の有無 ・個人情報の壁をどのように越えて連携できたのか |